

## シンポジウム「ストップ！ザ泣き寝入り3 in 淡路」開催報告

平成 29 年 11 月 18 日（土）シンポジウム「ストップ！ザ泣き寝入り 3～力を合わせて消費者被害に立ち向かおう！～」を淡路市ふるさとセンターで開催しました。

地域の方やくらしの安全・安心推進員、消費生活センター職員・相談員のみなさんが参加されました。

基調講演は京都大学大学院准教授のカライスコス・アントニオス先生による「迷惑勧誘防止に関する法律の現状と今後について」。世界の多くの国では不招請勧誘に対して、原則全面禁止（オプトイン規制）と例外的に勧誘を断わることができる制度（オプトアウト規制）が整っていますが、日本ではまだ確立されていません。先生はオプトアウトを最低限に据えオプトインと組み合わせていくのがよいのではないかなどとソフトな語り口でわかりやすく話をされました。

アド☆コン座のみなさんは、結婚相談所のおとり広告について、広告に明記していないコースにことばたくみに誘導して料金の高い契約をさせるからくりを寸劇にしました。（この事業者には当法人から申し入れを行ない表現の改善がなされています）

恒例の〇×クイズでは身近な消費者トラブルへの対処を来場者全員で考えました。自動車や通信販売にはクーリングオフ制度が適用されないこと、いわゆる送りつけ商法では条件を満たせば消費者が自由に商品を処分できること、ほかに訪問購入や過量契約など、中にはカライスコス先生のお話の中に答えがある事例もあり理解を深めることができました。

副理事長の山崎省吾弁護士の開会挨拶では、国の消費者行政推進交付金のカットにより兵庫県の消費生活センターの多くは廃止されるという見通しが示され、消費者行政先進県である兵庫県の取り組みが揺るぎつつある現状を熱く訴えました。

消費者の権利を守るために私たちの力の結集が必要なことを共有できたシンポジウムになりました。